
第4章 施策の展開

基本方針1 生きることの促進要因への支援

◇基本施策1 社会全体の自殺リスクの低下の促進◇

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、自殺を考えるような強いストレスの原因は、職場、健康に関することが主な原因との回答が多いことから、地域や職域等の関係機関との連携を強化し、確実に支援につなげるための包括的な支援体制づくりを推進する必要があります。
- 本市では、60歳以上の男女の自殺者数が多いことから、孤独や孤立、身体疾患等、高齢者の課題を踏まえた支援、働きかけが重要です。
- 本市の自殺者数を職業の有無別にみると、無職者が有職者を上回っているため、就業相談や職業紹介等の支援に加え、生活苦等から自殺リスクが高まることを防ぐ取組が必要です。
- 20～50歳代の男性の自殺者数については、有職者に多く、そのうち被雇用者・勤め人の割合が自営業・家族従事者を大きく上回っていることから、産業保健分野との連携を強め、職域におけるメンタルヘルス対策の充実強化を図る必要があります。
- 産後うつ病質問票（EPDS）調査において、産後うつ病のリスクが高い産婦の割合は、15%前後で推移してきたことから、ハイリスクの産婦に対しては産後の初期段階からの支援が必要です。

【施策の基本的方向】

- 一人暮らし高齢者や高齢世帯及び家族介護者に対し、生活環境や身体状況に応じたきめ細かな福祉サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 生活困窮者からの相談を広く受け付け、必要な支援を行う自立相談支援事業を推進します。
- 無職者・失業者等に対する相談窓口の周知を強化するとともに、消費者被害や多重債務に直面した際に生じるこころの悩みを相談できる窓口について、周知を図ります。
- 事業所との連携を図り、職域におけるメンタルヘルス対策やワーク・ライフ・バランス

の取組を推進します。

- 産婦健康診査において、産後うつとしてスクリーニングされた産婦のほか、産婦人科やその他関係機関からの情報提供により、支援が必要と見込まれる妊産婦に対し、産前産後支援センター「すまいるママみと」の母子保健コーディネーターが継続して支援します。
- 子育てに関する悩みを一人で抱え込んで自殺リスクに発展することがないように、子育て世代への支援や相談体制を強化します。

【具体的施策1】高齢者への支援

〔主な取組〕

事業名	事業内容
地域包括ケアシステムの確立	・住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域住民や市民活動団体等との連携を深め、孤立防止、社会参加を図るなど、高齢者の支援やサービス提供体制づくりの推進
地域見守り・支えあいの推進	・高齢者等の異変を早期に発見し、支援を必要とする高齢者等について、地域をさりげなく見守る「水戸市安心・安全見守り隊」の活動推進
消費者教育の推進	・孤立しがちな単身の高齢者を消費者被害から守るための仕組みづくりの推進 ・高齢者の消費者被害の未然防止等に係る消費者教育の強化
高齢者の健康づくりや社会参加、生きがいの推進	・元気アップ・ステップ運動、シルバーリハビリ体操教室など、住民主体の通いの場の充実と自立支援に資する取組の推進 ・介護予防・生活支援サービスの提供 ・高齢者クラブ活動の支援 ・シルバー人材センター運営の支援 ・生活環境や身体状況に応じた在宅福祉サービスの充実 ・老人福祉センター運営の充実

【具体的施策2】生活困窮者への支援

〔主な取組〕

事業名	事業内容
自立相談支援事業の推進	・専門の支援員による生活困窮者への相談・支援
生活保護事業	・生活困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活の維持と自立助長への支援
住居確保給付金の支給	・離職者等に対し、就職活動を行う事を要件に一定期間の家賃相当額の支給
子どもの貧困対策の推進	・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施 ・子ども食堂の運営の支援 ・就学援助の実施
ひとり親家庭等の自立支援の推進	・ひとり親家庭等への諸手当の給付及び就労支援

【具体的施策3】働く世代への支援

〔主な取組〕

事業名	事業内容
職域におけるメンタルヘルス対策の推進と講座やセミナーの開催	・ストレスチェック実施の周知徹底 ・メンタルヘルス対策の講座の開催 ・事業所や地域社会におけるワーク・ライフ・バランスの取組の促進 ・市内事業所トップセミナーや女性のための就業支援講座の開催 ・女性起業家によるセミナー及び相談交流会の実施 ・市内大学等との連携によるキャリアセミナーの開催 ・「いばらき健康経営推進事業所認定制度」の周知
放課後児童対策等の充実	・共働き等による留守家庭の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業（開放学級，学童クラブ）」の実施 ・ファミリー・サポート・センター事業，一時預かり事業，病児保育事業，延長保育事業等による保護者の育児負担軽減

【具体的施策4】 相談・支援体制の充実

〔主な取組〕

事業名	事業内容
勤労者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活問題，多重債務等に係る相談の実施 ・必要に応じた弁護士等専門機関への紹介 ・求人情報の提供，職業相談 ・労働問題に関する相談対応，情報提供
妊娠期から子育て期にかかる相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーターが産科や精神科医療機関等と連携した切れ目ない支援の提供 ・生後4か月児までの乳児がいる家庭に対し，子育てアドバイザー等の訪問による相談・支援 ・養育支援が必要な家庭に対し，専門職アドバイザーの派遣による児の見守りや養育者への支援 ・地域子育て支援拠点事業や保育所，幼稚園等の園庭開放事業による未就園児及びその保護者の交流の場の提供や相談の実施 ・わんぱく・みと，はみんぐぱく・みとにおける子育てに関する相談の実施 ・家庭児童相談員による子育てに関する悩みなどを抱える保護者に対する相談対応，情報提供 ・子育て支援相談員による子育て家庭への適切な子育てサービスの情報提供や相談・支援の実施
DV被害者に対する相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談員によるDV被害者に対する相談対応，情報提供 ・DV被害者の自立促進のための相談支援，情報提供
障害者に対する相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者や家族を対象とする相談・支援体制の充実
各種相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・いのちの電話，いばらきこころのホットライン，消費生活センターなど，相談窓口についての情報提供
各種相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・こころや身体の悩みを抱えた人に対する，専門職による家庭訪問，相談・支援 ・介護相談員が居宅要介護（要支援）被保険者の自宅等を訪問し，介護に係る各種相談対応 ・人権問題の相談に応じる人権法務相談の実施 ・外国人の生活様式や習慣などの違いから生じる悩みへの相談対応，情報提供

◇基本施策2 孤立を防ぐ支援の強化◇

【現状と課題】

- 市民アンケート調査では、ストレスや悩みの解消方法について「人に話を聞いてもらう」との回答が最も多いことから、市民一人一人が、地域において他者とつながりを持ち、生きがいを持って健康で生き生きと暮らせるよう、様々な取組を展開する必要があります。
- 孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域とつながり、支援を受けることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくりを推進する必要があります。

【施策の基本的方向】

- 地域コミュニティ活動及び生涯学習活動を通して、孤立化の防止や居場所づくりを推進します。
- 生涯にわたる健康づくりや生きがいづくりに向け、それぞれの関心に応じて学習できる機会の充実を図ります。
- 高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進のために、高齢者クラブ活動を支援します。

【具体的施策1】居場所づくり・生きがいづくりの推進

〔主な取組〕

事業名	事業内容
高齢者の健康づくりや社会参加、生きがいづくりの推進 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・元気アップ・ステップ運動, シルバーリハビリ体操教室など, 住民主体の通いの場の充実と自立支援に資する取組の推進・介護予防・生活支援サービスの提供・高齢者クラブ活動の支援・シルバー人材センター運営の支援・生活環境や身体状況に応じた在宅福祉サービスの充実・老人福祉センター運営の充実
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	<ul style="list-style-type: none">・将来自立した生活を送れるようにするための学習支援や居場所づくり

事業名	事業内容
子どもの居場所づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所, 幼稚園等における就学前児童の一時預かりの実施 ・ 地域子育て支援拠点事業や保育所, 幼稚園等の園庭開放事業による未就園児及びその保護者の交流の場の提供 ・ 共働き等による留守家庭の児童に対し, 適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業(開放学級, 学童クラブ)」の実施(再掲)
体験活動を通じた青少年の生きる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動やボランティア活動, 各種行事等へ参画できる機会の拡充による青少年の様々な社会参加活動の促進
地域における障害者の交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者が主体的に参加できるレクリエーション等の活動や交流機会の拡充
生涯にわたる学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯にわたる健康づくりや生きがいつくりなど, それぞれの関心に応じて学習できる機会の充実 ・ 市民センターにおける地域コミュニティ活動及び生涯学習活動の参画による孤立化の防止や居場所づくりの推進

◇基本施策3 自殺未遂者と遺された人への支援◇

【現状と課題】

- 自殺未遂者は、自殺者の少なくとも10倍は存在する（※）と言われており、自殺未遂者への支援を充実させることは、重要な自殺予防対策となります。
- 本市においても、2012～2016年の自殺者数249名のうち、20%は未遂歴があります。自殺を図った人が、健康で安定した生活を取り戻すことができるよう、個々の事情に配慮した適切な支援を行うことが必要です。
- 学校、職場で自殺や自殺未遂があった場合に、自殺の連鎖や自殺未遂を繰り返さないよう、その直後の周りの人々に対する心理的ケアを適切に行うことが必要です。
- 大切な人を自殺で亡くした遺族等について、自殺への偏見による遺族の孤立化の防止やこころを支える活動も重要です。

※ 自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議
(2005年7月19日参議院厚生労働委員会)

【施策の基本的方向】

- 自殺未遂を繰り返す人やその家族等の相談に応じることで、不安を軽減し、自殺未遂の繰り返しを防止できるよう関係機関と連携して支援します。また、より適切な相談機関につなぐことができるよう、相談窓口情報をわかりやすく発信していきます。
- 自殺未遂や自殺後の、学校、職場等における対応マニュアルや教職員向けの資料の普及に努め、適切な事後対応を促します。
- 遺族等が、健康な生活を取り戻すことができるよう相談に応じるとともに、自助グループ等の活動について情報提供します。

【具体的施策1】自殺未遂者と家族等への支援の強化

〔主な取組〕

㊦は新規事業

事業名	事業内容
訪問指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂者及びその家族等に対し、対象者のおかれている状況や抱えている問題を総合的に把握し、必要な訪問指導の実施とともに、相談機関や関係機関の紹介 ・育児不安や生活困窮等がある場合は、不安を軽減できるような関係機関と連携
相談機関についての情報提供の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の事情に応じた相談窓口や専門機関について情報提供
㊦研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、介護、生活、子育て等に関わる専門職等に対して、自殺のリスクアセスメント等に関する研修会の実施

【具体的施策2】学校、職場等での適切な事後対応の支援

〔主な取組〕

事業名	事業内容
適切な事後対応の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂や自殺後の対応について、危機管理マニュアルに基づき、再発防止策の促進 ・長時間労働やハラスメントなど、職場環境改善のための指導

【具体的施策3】遺された人への支援

〔主な取組〕

事業名	事業内容
遺族等への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・広報みや市ホームページ等を活用した各種相談先の情報や相談会の開催など自殺対策関連情報の提供
自助グループ等の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・活動内容について記載したリーフレットの配布

◇基本施策4 相談、対応に当たる支援者への

フォロー体制の強化◇

【現状と課題】

- 若者は、支援機関の窓口だけではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な人に相談する傾向があると言われていています。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な人が、対応に苦慮して自らも追いつめられているという事案も発生していることから、家族や身近な人のこころの健康を維持するための取組が必要です。
- 自殺願望を有する人の様々な相談を受ける相談担当者については、相談対応により過重な負担がかかるため、セルフケア研修や必要に応じて個別の支援が必要です。

【施策の基本的方向】

- 経済・生活問題、健康問題、家庭問題など、様々な悩みを抱えた人の家族や身近な人の相談に応じることで、不安が軽減できるよう支援します。また、より適切な相談機関につなぐことができるよう、相談窓口情報をわかりやすく発信していきます。
- 相談担当者の精神的ストレスの軽減を図るため、研修会を実施するとともに相談体制の強化を図ります。

【具体的施策1】支援者への支援

〔主な取組〕

事業名	事業内容
相談担当者へのフォロー体制の強化	<ul style="list-style-type: none">・悩みを抱える人を支援する家族等を対象とした相談対応・健康診査や健康相談を通じて、心身面における健康の維持増進・ストレスに対応する適切な行動をとることができるようにするための研修の実施
相談機関についての情報提供の強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none">・個々の事情に応じた相談窓口や専門機関についての情報提供

基本方針2 地域におけるネットワークの強化

◇基本施策1 こころの健康づくり推進体制の強化◇

【現状と課題】

- 自殺には、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域や職場のあり方の変化など、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況などが複雑に関係しています。そのため、様々な分野の関係機関が連携し、協働して施策に取り組む必要があります。
- 本市の自殺者数を年代別にみると、男女とも60歳以上の高齢者が多い状況にあり、その背景には、生活苦、介護の悩み、身体疾患等により、閉じこもりや抑うつ状態に陥っていることが考えられます。
- 民生委員・児童委員等の地域で活動する身近な人からの連絡により早期発見や支援につなげられることから、地域で展開されているそれぞれの活動のつながりを強化していく必要があります。
- 多重債務問題は、住民生活のあらゆる場面で広く関わり、追いつめられ自殺にも発展する可能性があります。本市においては、職員向けの多重債務者支援マニュアルを庁内関係部署に配布しており、各窓口と連携して取り組んでいます。このように、自殺対策として、全庁的に連動・連携して取り組む必要があります。
- 不安やうつ症状など支援の必要な妊産婦に対し、医療機関や行政等複数の関係機関が連携を図り、安心して出産や子育てができるように、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

【施策の基本的方向】

- 保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野が、協働して自殺対策を総合的に推進するため、それぞれが果たすべき役割の明確化、情報共有を行い、顔の見える関係を築きながら、相互の連携強化を図ります。
- 本市においても、関係部署の役割を明確にし、各種相談窓口間での連携の強化、事例の検討など、早期からの連携を図ります。
- 高齢者の孤立や孤独を防ぎ、社会参加等の施策と連動した事業の展開に向け、地域のサービス提供体制づくりの推進を図ります。
- 相談をする機会がなく、地域とのつながりが希薄な世帯に対し、地区組織等の協力を得て、相談窓口の周知や自殺のサインに気づき、要支援世帯の早期発見ができるよう地域ぐるみの支援体制を構築します。

○うつ病や依存症など、精神疾患を持つ人は、自殺のリスクが高い傾向にあるため、確実に医療につなぐ取組に合わせて、適切な精神保健医療福祉サービスが受けられるよう、家族、当事者、地域の支援機関、専門医療機関等とのネットワークづくりを強化します。

【具体的施策1】関係機関の連携強化の推進

〔主な取組〕

事業名	事業内容
地域包括ケアシステムの確立（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域住民や市民活動団体等との連携を深め、孤立防止、社会参加を図るなど、高齢者の支援やサービス提供体制づくりの推進
地域見守り・支えあいの推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等の異変を早期に発見し、支援を必要とする高齢者等について、地域をさりげなく見守る「水戸市安心・安全見守り隊」の活動推進
消費者教育の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立しがちな単身の高齢者を消費者被害から守るための仕組みづくりの推進 ・ 高齢者の消費者被害の未然防止等に係る消費者教育の強化
勤労者等への支援（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活問題、多重債務等に係る相談の実施 ・ 必要に応じた弁護士等専門機関への紹介 ・ 求人情報の提供、職業相談 ・ 労働問題に関する相談対応、情報提供
妊産婦支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健コーディネーターが産科や精神科医療機関等と連携した切れ目ない支援の提供（再掲）
要保護児童及びDV対策地域協議会による地域ネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童やDV被害者等の抱える問題や自殺の危機等に関する情報の共有など、関係機関や地域との連携強化 ・ 適正な児童養育及び児童虐待やDVの発生予防・早期発見・早期対応等の実施
障害者虐待防止対策支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止支援センターにおいて、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援の提供

事業名	事業内容
こころの健康相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの悩みや精神疾患を抱える人と家族への専門職による相談対応の充実 ・適切な医療に結び付けられるよう、専門医療機関や支援機関等との支援体制の充実 ・精神疾患を抱える人と家族への教室等の実施
地域活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員，保健推進員，食生活改善推進員等が地域で展開している，自殺対策と連動した相談支援活動の推進
コミュニティづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の地域づくりに向け，様々な住民が気軽に参加し，共に支え合える組織づくりの推進 ・町内会・自治会の加入促進を図り，地域での孤立化の防止
あいさつ・声かけ運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な近所付き合いや住民同士のコミュニケーションの輪を広げ，孤立化を防止するための，あいさつ・声かけ運動の推進
団体・事業者・学校・NPO等との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動の円滑化に向け，福祉，環境，教育，防犯，防災等に取り組むなど，市，水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会，ボランティア団体・NPO等や事業者，学校等との協働の推進

基本方針3 自殺対策を支える人材の育成

◇基本施策1 早期の気づきと見守りを担う人づくり◇

【現状と課題】

- 本市では、2010年度より、自殺対策として、民生委員や保健推進員等を対象に研修を毎年開催し、ゲートキーパーを育成しています。
- 市民アンケート調査では、ストレスや悩みの解消方法について「人に話を聞いてもらう」との回答が最も多くなっています。そのため、今後は地区組織や家族など、少しでも多くの市民が自殺対策を支える人材として活躍することが求められます。
- 本市における10歳代の自殺者数は少ないものの、児童生徒の自殺を未然に防ぐためには、学校や家庭など、身近なところで相談できるよう、相談・支援体制の強化を図ることが必要です。

【施策の基本的方向】

- 様々な悩みや生活上の困難を抱える市民に対して、気づきや見守り対応ができる人材の育成を目的に、ゲートキーパー養成研修の受講促進を図ります。
- 学校教育や社会教育に関わる人への研修を実施し、相談・支援体制の充実を図ります。

【具体的施策1】ゲートキーパー養成の充実

〔主な取組〕

㊦は新規事業

事業名	事業内容
ゲートキーパー養成研修の拡充	<ul style="list-style-type: none">・地区組織や在宅サービス関係団体等を対象とした研修会の開催・教職員や保護者を対象とした研修会への参加促進㊦相談担当者等を対象とした研修会を開催

【具体的施策2】学校教育・社会教育に関わる人への研修の充実

〔主な取組〕

事業名	事業内容
教職員等に対する研修	<ul style="list-style-type: none">・教職員，心の教室相談員を対象にした不登校対策研修会等の実施・教職員研修における，個々の事情に応じた相談窓口や専門機関についての情報提供
ボランティア活動の促進・養成講座	<ul style="list-style-type: none">・ボランティア活動の周知・啓発，活動に係る人材育成，活動支援・ボランティア養成時に，気づきと見守りの視点を取り入れた講座内容の充実

基本方針4 普及・啓発の推進

◇基本施策1 市民への啓発と周知◇

【現状と課題】

- 毎年、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、広報紙において、こころの健康に関する啓発や相談機関の周知を図っています。また、3月に実施する街頭キャンペーンにおいては、自殺予防の呼びかけや啓発資材の配布を県や関係機関とともに実施しています。
- 保健センターと消費生活センターにおいて、こころの健康相談を定期的に行っています。しかし、市民アンケート調査では、ストレスや悩みの相談先について、7割以上が「知らない」又は「なんとなく知っているが具体的にはわからない」と回答しており、十分に周知できていない状況です。
- 自殺リスクを抱えた人を適切な支援につなげるためには、市民に対する、自殺対策についての正しい理解・知識の普及や相談支援機関の周知を図る必要があります。
- 自殺に対する誤った認識や偏見を払しょくするとともに、命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適切であるという理解の促進を図る必要があります。また、悩みを抱えている人の存在に気づき、話を聞き、必要に応じて専門家につないで見守るという役割について、市民一人一人が理解し、それを実践できるように普及・啓発を行う必要があります。

【施策の基本的方向】

- 様々な問題に対する相談窓口をわかりやすく周知します。
- 自殺対策に関する相談機関を幅広く周知するため、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布します。
- 市民向けの研修会や講演会を開催し、自殺問題に対する理解の促進と啓発を図ります。
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間において、のぼり旗やポスターを掲示するなど、自殺対策の普及・啓発を行います。
- 自殺対策に関する情報や正しい知識の普及のため、WebサイトやSNSを活用した情報の発信に努めます。

【具体的施策1】リーフレット等を活用した啓発活動

〔主な取組〕

⑨は新規事業

事業名	事業内容
⑨ポスターやリーフレットの設置による周知	・コンビニエンスストアや市民センターなど市民が訪れる機会が多い場所に、ポスターやリーフレットの常時設置
自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発	・のぼり旗、ポスター掲示、リーフレットの配布 ・街頭キャンペーンや各種イベントにおいて、自殺予防の呼びかけや相談先のリーフレットなどの啓発グッズの配布
市役所庁舎内へのリーフレット設置、配布	・来庁者に対し、適切な相談窓口を案内するリーフレットの設置、配布

【具体的施策2】講演会やイベント等を活用した啓発活動

〔主な取組〕

事業名	事業内容
自殺対策に関する知識の普及	・講演会、講座、出前講座などによる自殺対策に係る知識の普及や相談窓口の周知

【具体的施策3】各種メディアを活用した啓発活動

〔主な取組〕

事業名	事業内容
広報紙、Webサイト、SNSを活用した情報発信	・自殺予防週間、自殺対策強化月間を中心に、こころの健康に関する啓発や相談機関の周知
多様な子育てニーズに対応した情報の発信	・子育て支援ガイドブックやWebサイト、SNSを利用した情報の発信
市民活動に係る情報発信	・市民活動の広がりや仲間づくり等に係る市民活動情報Webサイトを通し、関係団体の情報や活動の発信

基本方針5 命の大切さを実感できる教育の推進

◇基本施策1 子ども・若者への支援の強化◇

【現状と課題】

- 本市における過去5年間(2012～2016年)の自殺者数249人のうち、学生の自殺者数は8人(3.2%)となっています。
- 警察庁自殺統計において、2009～2017年の全国自殺死亡率を見ると、30歳以上の全年代において低下傾向であるのに対し、19歳以下及び20歳代の自殺死亡率は横ばいとなっており、子ども・若者への対策が必要です。
- 警察庁自殺統計において、2017年の全国自殺原因・動機別自殺者数をみると、19歳以下では学校問題が最も多い結果となっています。
- 本市においては、「水戸市いじめ防止基本方針」を策定するとともに、いじめ解決推進事業「ふれあいプラン」を推進し、いじめの未然防止や早期発見に取り組んでいます。
- 全ての市立学校において、年6回のいじめの実態調査を実施し、2017年度の調査結果では、全校で2,594件のいじめを認知しており、具体的ないじめの態様については、冷やかしかからかいが多い状況です。

【施策の基本的方向】

- 子どもが、かけがえのない命を認識できるよう、命の大切さを学ぶ機会を推進します。
- 子ども・若者が抱える様々な悩みに対応できるよう、相談体制の強化・充実を図ります。
- 保護者への相談支援を行い、子どもの健全な育成を推進します。
- 市、学校、家庭、地域住民等が連携して、学校生活におけるこころの健康づくりを推進します。
- 子ども・若者が、社会において直面する可能性のある様々な困難、ストレスへの対処方法を身に付け、不安や悩みを抱え込まず学校生活や社会生活を送れるよう、SOSの出し方に関する教育を推進します。

【具体的施策1】SOSの出し方に関する教育の推進

〔主な取組〕

事業名	事業内容
SOSの出し方に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・命の大切さを実感できる教育の推進 ・こころの発達及び不安や悩み、ストレス等への対処方法を身に付けるための教育の推進

【具体的施策2】学校や地域における子ども・若者への支援の強化

〔主な取組〕

事業名	事業内容
命の大切さを学ぶ授業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生が、赤ちゃんと触れ合う機会を通して、親の愛情を感じ、命の大切さを学ぶ授業の推進
ホームフレンド事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の子どもが抱えるこころの不安が軽減できるよう、学生等を話し相手として派遣
定期健康診断の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、児童生徒等を対象とした定期健康診断の実施や、健診結果をもとにした乳幼児、児童生徒等の心身の状況把握
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校に「相談ポスト」の設置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員の活用 ・総合教育研究所内に「いじめ相談ダイヤル」の設置 ・児童生徒の教育上の諸問題や対応に関する教育相談（来所相談、電話相談等）の実施
いじめの未然防止の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回以上、登校時に地域団体、PTA、児童生徒、教職員等による「あいさつ運動」の実施 ・人権擁護委員による「いじめをなくそう人権教育」の全校での実施
いじめの早期発見・早期対応のための支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で、児童生徒に対し、年6回のいじめの実態調査を実施 ・総合教育研究所内に設置した「いじめ対応専門班」による学校訪問 ・PTA、警察、児童相談所、民生委員、保護司等と連携したサポートチームによる対応

事業名	事業内容
いじめ防止対策推進法に定める組織等の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校における「学校いじめ防止対策委員会」の運営 ・「水戸市いじめ問題対策連絡協議会」の運営 ・「水戸市いじめ問題調査委員会」の運営 ・「水戸市いじめ再調査委員会」の運営
適応指導教室「うめの香ひろば」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の学校復帰への支援，自立に向けた支援 ・うめの香ひろば通級生の在籍学校教職員とのコンサルテーションによる情報共有
保護者に対する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等を活用した家庭教育フォーラムの開催 ・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施
要保護児童及びDV対策地域協議会による地域ネットワークの強化（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童やDV被害者等の抱える問題や自殺の危機等に関する情報の共有など，関係機関や地域との連携強化 ・適正な児童養育及び児童虐待やDVの発生予防，早期発見，早期対応等の実施
青少年・若者の非行・犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年・若者の非行や犯罪の未然防止，早期発見，早期対応を図るため，関係機関や地域団体との連携を強化し，青少年相談員による街頭補導活動や各中学校区青少年育成会等の地域団体による非行防止活動の推進
体験活動を通じた青少年の生きる力の育成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動やボランティア活動，各種行事等へ参画できる機会の拡充による青少年の様々な社会参加活動の促進

計画の評価指標

計画の推進における効果検証のために、各施策の実施状況を確認するとともに、数値化できる施策については、評価指標を設定します。

項目	現状値（2015年度）	目標値（2023年度）
自殺死亡率（※）	16.1	12.5以下
安心・安全見守り隊参加団体数	84団体	185団体
ゲートキーパー研修受講者数	677名	1,500名
相談機関を知っている人の割合	20.7%	100.0%
ストレスや悩みを相談した割合	32.8%	100.0%
赤ちゃんと触れ合う機会を通して命の大切さを実感できた中学生の割合	—	100.0%

※ 自殺死亡率とは、年間の人口10万人当たりの自殺による死亡者数です。

第5章 推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の目指す姿である「誰もが命の大切さを実感できる 支えあうまち・水戸」の実現を目指して、市や関係団体、地域、市民等が協働し、それぞれの役割を果たしながら、計画の推進を図ります。

(1) 水戸市の役割

自殺に関する本市の現状や社会情勢の変化、法の改正等を踏まえ、市民のニーズを的確に把握し、早期の気づきなどによる相談体制を強化するとともに、関係機関・団体、地域、市民との連携・協働に努めながら、施策を推進します。

(2) 関係機関・団体の役割

保健、医療、福祉、労働、教育などの関係機関・団体は、その専門性を生かして、自殺対策の充実・強化を図ります。

また、様々な関係機関・団体の事業を通じて、地域に構築・展開されているネットワーク等と連携を図り、自殺対策を推進します。

(3) 地域の役割

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係していることから、地域の関係者が互いに連携し、地域全体で見守りや支え合いを推進します。

(4) 市民の役割

地域住民の一人として、互いに見守り、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ見守っていくという市民一人一人の役割を理解し、危機に陥った人のこころの不調に気づき、適切に対処できるよう努めます。

2 進行管理

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況を把握し、Plan（計画の策定・見直し）、Do（施策の実施・運用）、Check（施策の評価）、Action（検討・改善）によるPDCAサイクル手法により進行管理を行います。

◇計画の進行管理（PDCAサイクルのイメージ）

